ASAHI NEWS

令和4年10月11日
第151号

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

■■■ 10月の主な予定 ■■■

税務・会計

10月31日：個人住民税（普通徴収分、第3期分）の納期限：市町村の条例で定める日

経営・経済

10月05日：米・貿易収支発表（米：商務省）

10月10日：IMF・世界銀行年次総会と関連会合（ワシントン、16日まで）

10月21日：全国消費者物価指数発表（総務省）

10月27日：日銀金融政策決定会合（日銀、28日まで）

10月27日：米・第3四半期GDP速報値発表（米：商務省）

10月28日：有効求人倍率発表（厚労省）

10月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表（経産省）

ASAHI NEWS （資産税）
令和4年10月11日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

「家族信託制度」

今月号では、財産の所有者が信頼できる人に財産管理を託す事ができる「家族信託制度」についてご説明いたします。

制　度　の　概　要

家族信託は、下図のように委託者、受託者、受益者から成り立ちます。

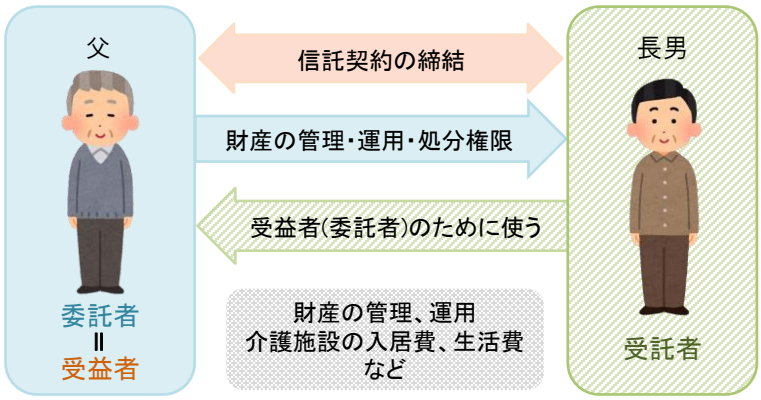

◆ 委託者
財産の所有者であり、判断能力があるうちに自身の財産を受託者に託し、所有する不動産の管理、運用、処分や、老後の生活費の管理などを任せます。

◆ 受託者
委託者より託された財産の管理などを行います。

◆ 受益者
委託者に託した財産の権利を所有し、財産より生じた利益を得ます。

成年後見制度との比較

◆ 財産を積極的に運用、処分をする行為について成年後見制度では、相続対策などのための財産の積極的な運用、合理的な理由がない場合の財産の処分はできません。家族信託では、受託者の判断で信託契約の目的の範囲内であれば自由に運用・処分などを行う事ができます。

◆ 権限について成年後見制度では、財産管理、法律行為の代理、身上監護などを行う事になります。家族信託では、信託契約により定められた財産について自由に管理、運用、処分を行う事ができます。

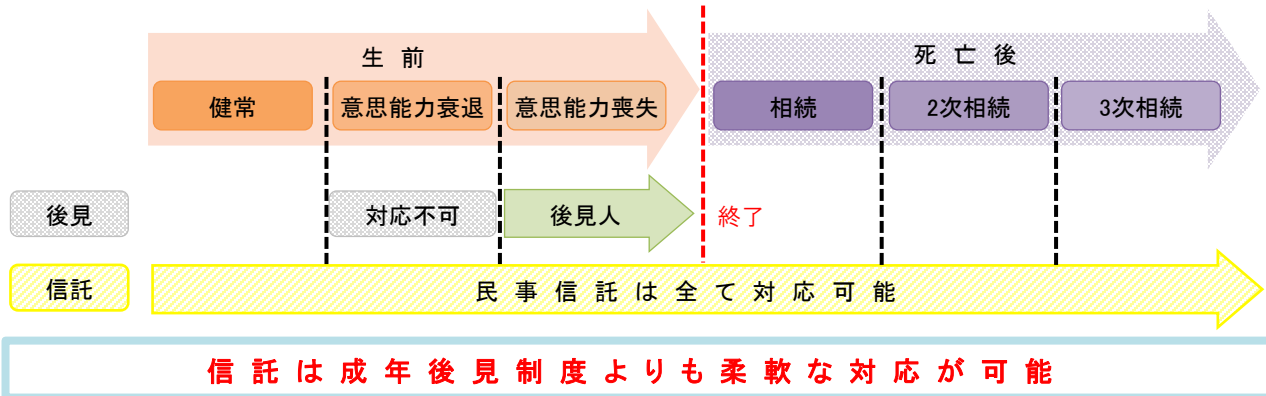

信　託　は　成　年　後　見　制　度　よ　り　も　柔　軟　な　対　応　が　可　能

最　後　に

近年、医療技術の進歩により平均寿命が延びておりますが、認知症などの問題が出てきております。認知症になることで、介護の問題が出るのはもちろんの事、契約などの際に法律上必要とされる判断能力がなくなってしまうため、財産の管理、運用、処分といった事ができなくなります。例を挙げると、老朽化したアパートの建て替えは、認知症になった後ではできません。そういった問題への対策として、予め家族信託を利用する事になります。

財産を家族に任せることにより、財産管理対策、遺産分割対策、相続税対策まで幅広く対応する事が可能となっております。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

ASAHI NEWS （法人税）
令和4年10月11日発行
朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

役員への貸付金～無利息貸付としているケース

役員が法人の預金口座から、業務のためなどで出金し経費精算しないままにした場合や、私的な用途のために出金したのち返済をしないままにした場合、会計上は役員への貸付金として処理することになります。 その貸付金に対して法人が利息を取らないと(無利息貸付)、課税上問題になることがあります。

1. 役員に対し無利息の貸付をした場合の問題点

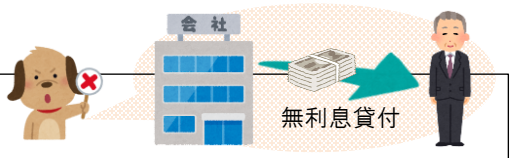

1. なぜ無利息貸付が問題となるのか
法人から役員へ無利息(又は通常より低い利率)で貸付を行うと、税務上、通常の利率で計算した利息との差額が役員に対する経済的利益の供与とみなされ、役員報酬または役員賞与として所得税が課税されます。
法人は利益追求のために存在し、自ら損をする行動はしないといった考え方が根底にあり、無利息で他者に貸付を行うことは経済合理性に反すると考えられるためです。

2. 対処策
役員への無利息貸付は、課税庁から否認される恐れがあり、税務トラブルを回避するには次の2通りの方法が考えられます。

	利息を徴収する場合	利息を徴収しない場合
会計処理(仕訳)	(借方)未収入金／(貸方)受取利息など	(借方)役員報酬／(貸方)受取利息など
税務調査	特になし	• 役員報酬は税務上損金不算入とされる • 役員個人の所得税が課税される

3. 通常の利率とは
課税リスクを回避するためには通常の利息を計上することが必要ですが、その利率はいくらにすべきでしょうか。
実務上は次の2つの方法を検討しています。

	内 容	利 率
①	法人が金融機関などから借り入れて役員に貸し付けた場合※	その借入金の利率
②	その他の場合	貸付を行った日の属する年に応じた次に掲げる利率(特例基準割合) • 平成30年～令和2年:1.6% • 令和3年:1.0% • 令和4年:0.96%

※金融機関からの借り入れがある場合、迂回融資だと問題視される場合があるので、配慮が必要になります。

2. 役員への貸付金の解消方法

役員貸付金の主な解消方法は、次の方法があります。

➢ 実質的な役員貸付金の解消方法

回収方法	内 容	詳 細
① 現金回収	役員が個人名義で金融機関から融資を受け、法人へ弁済	• 役員個人での返済が続く • 返済額が多額の場合、その資金の出所の説明準備も必要
② 役員報酬	従来の支給額に返済分を上乗せした役員報酬を設定し弁済	• 役員の所得は増えるため、個人の税金及び社会保険料も増加する
③ 代物弁済	役員が所有する有価証券、ゴルフ会員権、不動産等を会社に譲渡し、その代金で貸付金を弁済	• 法人は時価で資産を受け入れる • 役員個人は譲渡所得税が発生する
④ 退職金	貸付金が多額になると現金や役員報酬では回収できず、退職金で弁済	• 退職金の設定が過大にならないよう注意が必要
⑤ 債権放棄	既に退職した役員であれば、役員報酬などがなく、回収不能と判断される場合の方法	• 会計上貸倒損失として処理したとしても、税務上は役員賞与になり損金不算入になる • 役員自身も個人として税金が発生